

認定情報技術者制度 (2)

— 個人認証制度の概要 —

芝田 晃

個人認証審査委員会委員長

べた語義では、3回にわたって、本会が2013年6月に発表した高度IT技術者を対象とする資格である『認定情報技術者』^{1), 2)} (以下、CITP^{☆1}という) の紹介を行っている。今回は、その第2回として、本会が個々の技術者のCITP資格を直接審査する方式である個人認証 (Certification) 制度の概要を紹介する。個人認証制度は、今年度 (2014年度) から運用を開始する³⁾。

個人認証制度の目的

第1回で述べたように、CITPは、ITSS (ITスキル標準) レベル4以上に相当する高度IT技術者に与えられる資格である。レベル4とは、「プロフェッショナルとしてスキルの専門分野が確立し、自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル」であり、数名から10名程度のチームのリーダークラスの技術者が典型例である。

レベル4以上では、知識やスキルを持っているだけでなく、これらを業務に適用して成果を出していること、すなわち、業務遂行能力 (コンピテンシー) が求められている。現在、レベル4に対応して、情報処理技術者試験の高度試験が存在するが、これは、知識やスキルの評価を行うものである。本制度は、知識やスキルに加えて業務遂行能力を評価すること

により、レベル4以上の技術者であることを認証しようというものである。

また、ISO/IEC 24773 (ソフトウェア技術者認証) では、認証する資格には有効期限を持たせ、その資格を更新することが要求されている。本制度では、これに対応して、CPD^{☆2} (継続研鑽) を用いた資格の更新についても定める。

個人認証の制度の運用を開始するにあたって、まずはエントリとなるレベル4の認証から始め、順次、レベル5以上に拡大することとしており、今回は、レベル4について制度設計をした。ここでは、レベル4の認証制度について述べる。

CITP 資格の対象

ITSSでは、IT技術者が活動する専門領域を11職種に分類し、さらに各職種を専門分野に分けて、それぞれにおいて各レベルの基準を具体的に定めている。本制度においても、申請された職種と専門分野に即して審査する。しかし、CITPの認定証には職種や専門分野を明記せず、ITSSレベル4の技術者であるということを示す資格としている。これにより、IT業界の著しい進歩に対応しやすくなるとともに、幅広い技術者からなるコミュニティを形成しやすくなると考えている。また、これは、公益社団法人日本技術士会では情報工学部門として技術士

.....
^{☆1} CITP : Certified IT Professional.

.....
^{☆2} CPD : Continuing Professional Development.

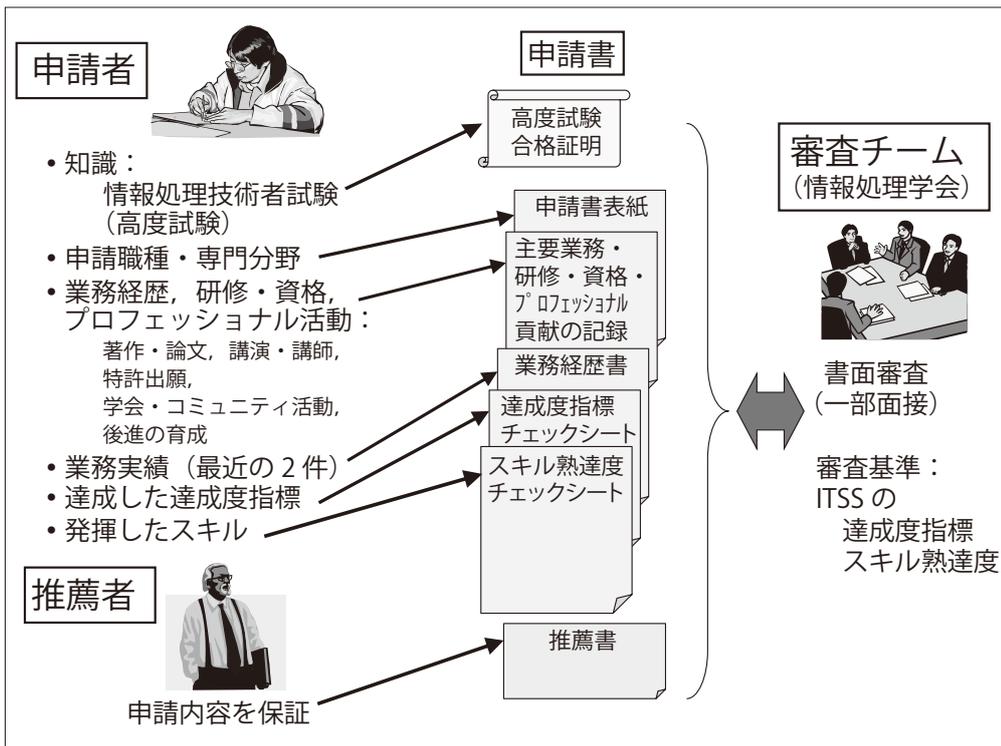


図-1 個人認証の申請と審査

資格を与えていることや、IFIP^{☆3}の下で各国の高度IT資格制度の国際的通用性を確保しようとしているIP3^{☆4}の認定を受けているオーストラリアやカナダにおいてもIT技術全体として資格を定めていることとも整合性がある。

資格申請の前提条件

資格の認証に際し、知識やスキルの評価については、前に述べたとおり、情報処理技術者試験の高度試験が存在する。そこで、本制度では、技術者が業務において知識やスキルを発揮して成果を出していること(ビジネス貢献)、および、プロフェッショナルとして社内や社会に貢献していること(プロフェッショナル貢献)を評価し、高度試験の結果と併せて、レベル4の技術者であることを認証することとした。このため、高度試験に合格していることをCITP資格申請の前提条件としている(図-1)。

☆3 IFIP: International Federation for Information Processing; 情報処理国際連合。約50カ国の情報処理関連団体が加盟。日本の代表団体は本会。

☆4 IP3: International Professional Practice Partnership.

資格申請

申請者は、図-1に示すように、申請書に過去5年以内に実施した活動内容について記述する。申請書には、ITSSレベル4の定義にあるように、チームのリーダーとして、自らのスキルを活用して業務上の課題を発見し解決していることを記述することが重要である。また、スキルの研鑽を継続して行い、獲得した知識やスキル、経験を社内や社会に発表し、業界の技術レベルの向上や後進の育成などに貢献していることも記述する。申請する項目、申請書様式、審査基準、審査要領は、(独)情報処理推進機構(IPA)が作成した『社内プロフェッショナル認定の手引き』⁴⁾を参考に定めている。各申請様式に記述する内容を以下に示す。

(1) 申請書表紙

ITSSのどの職種および専門分野でプロフェッショナルとして活動しているかを明記し、その理由を、活動内容や発揮したスキルの観点から説明する。

(2) 主要業務・研修・資格・プロフェッショナル貢献の記録

業務経歴、研修の受講、資格の取得、およびプロ

フェッショナル貢献の概要を記す。プロフェッショナル貢献としては、著作・論文、講演・講師、特許出願、学会・コミュニティ活動、および、後進の育成などについて記述する。

(3) 業務経歴書

業務経歴からできるだけ最近の2件の業務を選び、ITSS レベル4の達成度指標とスキル熟達度に対応する活動内容を具体的に記述する。記述は、次の観点から行う。

- プロジェクトの要件、期間、体制
- 参画した期間と役割
- 担当業務において活用した技術
- 納入物や提供サービス、品質要件、複雑性要件
- システム構成やソフトウェア構成
- 業務の課題と対応（開始時と遂行時）、適用した新たな手法／工夫
- コミュニケーションマネジメント、リスクマネジメント
- 業績、技術、要員管理の観点からのプロジェクト結果の評価
- 顧客からの評価
- 後進育成への貢献
- 活かした専門性

(4) 達成度指標チェックシート

業務経歴書に記述した業務において、ITSS で定義された達成度指標のどの項目を達成したかを記入する。

(5) スキル熟達度チェックシート

業務経歴書に記述した業務において、ITSS で定義されたスキル熟達度の各項目について、どのような場面でどのようなスキルを発揮したかを記述する。

推薦

申請者からの依頼を受けた推薦者は、申請者が、申請している職種や専門分野においてレベル4のCITPにふさわしいこと、および、申請書の記述内容に誤りがないことを「推薦書」に記述し、署名捺印

する。推薦者は、申請者の活動内容をよく知っているCITP資格保有者が望ましい。しかし、CITP資格保有者がいない場合は、職場の上司や元上司、場合によっては顧客でも良いことにしている。

資格審査

審査は書面審査で行う。これは、知識やスキルの評価が情報処理技術者試験で確実に行われていること、また、毎年1万数千人が情報処理技術者試験の高度試験に合格している⁵⁾という対象技術者の多さの下で、効率的に審査を行うためである。IPAの『社内プロフェッショナル認定の手引き』に、レベル4は書面審査でも良いと書かれていることも勘案した。ただし、申請書への虚偽記載を防ぐため、申請者の中からサンプリングして面接を行うこととしている。

審査は、3人の審査員で審査チームを構成して実施する。まず、各審査員が単独で、申請職種・専門分野の妥当性、ビジネス貢献やプロフェッショナル貢献、スキルの発揮について、ITSSの達成度指標やスキル熟達度を基に、本会で定めた審査要領に沿って、申請書を評価する。その後、審査チームで会合を開き、審査員間の評価の相違点を解決する、この過程で面接を行う申請者を選んで面接を実施し、最終的に可否を判定する。なお、審査の公平性を保つために、申請者と関係のある審査員が審査するなど利益相反がないように審査員を割り当てることとしている。

機密保持

申請書には、企業機密は入っていないと考えられるが、個人情報や業務に関する情報が記述されているので、申請書の機密保持は重要である。このため、本会は、審査員と機密保持契約を結び、さらに、審査時には、審査に直接関係のない個人情報を審査員に示さないようにしている。

資格更新

IT 関連は技術の進歩が早く、常に、最新のニーズに応えられるようにするには、日々の研鑽が重要である。最初に述べたとおり、国際的にも資格の更新制度が要求されている。日本においては、日本工学会で CPD ガイドライン⁶⁾ が定められており、これを基に、技術士会や土木学会などで CPD の規定が作られている。

CITP の資格においては、有効期間を 3 年とする更新制度を導入した。更新にあたっては、最近 3 年間における業務の継続的实施や CPD を行っている必要がある。なお、更新時には、最初に資格を取得したときと異なった職種や専門分野で業務を行っていても良いこととしている。

業務については、過去 3 年間、ITSS、ETSS (組込みスキル標準)、UISS (情報システムユーザスキル標準) の範囲で、レベル 4 以上の役割で、業務を継続して実施していることを申請する。

CPD については、以下の活動を行ってきたことを申請する。

- 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(受講)
- 論文・報告文などの発表・査読
- 企業内研修(受講)
- 研修会・講習会などの講師
- 産業界における業務経験(表彰、特許)
- その他 (公的な技術資格の取得、公的な機関での委員就任、大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関などへの協力、技術図書の執筆、自己学習)
- 資格審査活動

基準を満たせず、更新できない場合は、その理由を学会に申請し、正当な理由と認められれば、一時的に資格はサスペンドされる。原則 1 年以内に基準を満たせば、更新できる。

倫理要綱と懲戒制度

プロフェッショナルとして世の中に受け入れられるには、単に仕事ができるだけではなく、倫理観を持って活動し、社会的信頼を確立して、顧客や社会のニーズに応えることが大切である。このため、IP3 が提供している雛形を参考に、IT プロフェッショナルとしての倫理要綱・行動規範を定めた。

認定を受けた人が、この倫理要綱・行動規範に違反したり、公序良俗にもとる行為をした場合は、本会は、クレームを受け付け、審査し、問題があれば、懲戒を与える制度を用意している。

今後の課題

今回は、CITP へのエントリーとして、レベル 4 の資格制度を制定した。今後、レベル 5 以上の資格制度を整え、企業や社会を牽引する高度な技術者を可視化するとともに、スキルレベルアップのキャリアパスに対応する資格制度としていく必要がある。また、情報処理技術者試験の高度試験の代替となる知識やスキルの評価方法を定め、高度試験が対応していない専門分野へ拡大したり、申請者の幅を広げたりしていきたい。

参考文献

- 1) 特集「高度 IT 資格制度」、デジタルプラクティス、Vol.3, No.2 (Apr. 2012).
- 2) 旭：高度 IT 人材の資格制度、情報処理、Vol.52, No.10, pp.1275-1279 (Oct. 2011).
- 3) IT エンジニアの新しい認定制度が始動—大手 6 社が主導するプロの免許、日経 SYSTEMS、第 253 号、pp.12-13 (May 2014).
- 4) 社内プロフェッショナル認定の手引き (IT スキル標準 V3 2008 対応)、(独)情報処理推進機構 IT 人材育成本部 IT スキル標準センター (Mar. 2009).
- 5) 情報処理技術者試験統計資料、(独)情報処理推進機構 IT 人材育成本部情報処理技術者試験センター (June 2014).
- 6) 日本工学会 CPD ガイドライン、社団法人日本工学会 CPD 協議会 (Aug. 2010).

(2014 年 6 月 3 日受付)

芝田 晃 (正会員) Shibata.Akira@ce.mitsubishielectric.co.jp

1978 年東京大学情報工学修士課程修了。同年三菱電機(株)入社。2008 年度より本会高度 IT 人材資格検討 WG メンバ。2009 年、本会高度 IT 人材資格制度設計 WG 座長。2012 年、本会個人認証試行準備 WG 座長。2013 年、本会個人認証試行委員会委員長、2014 年、本会個人認証審査委員会委員長。